

財 関 第 120 号
平成16年2月10日

関税法基本通達等の一部改正について

海上輸出貨物に係る予備審査制の導入等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成16年2月28日から実施することとしたので、了知のうえ、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

1. 67-1-7の(2)中「、事前検査」を削り、「6種類」を「5種類」に改め、木を削り、へを木とする。
2. 67-1-7中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。
(3) 次の(1)又は(ロ)に掲げる場合に該当するときは、便宜、輸出申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項においてこの検査を「事前検査」という。）。

また、事前検査を行った貨物について輸出申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸出者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。

- (1) 再包装が困難な貨物等（例えば、プラント貨物、美術品等）で仕入書、包装明細書、サーベイヤリスト等により検査が可能と認められる場合
- (ロ) コンテナー扱い（後記67-1-20に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に基づく予備申告書をいう。）が税関に提出され、当該貨物を税関が指定する検査場に搬入できる場合

3. 67-1-20の(1)を次のように改める。

- (1) コンテナー扱いを認める条件

コンテナー扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。

- イ 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。

過去3年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰され

たこと。

過去1年間に税関の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税関に指摘され申告の撤回をしたこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合を除く。

過去3年間に外国為替及び外国貿易法第48条《輸出の許可等》の規定に違反して処罰されたこと。

- 口 輸出者が新規に貨物を輸出する場合でないこと。
- ハ 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナーに詰め込まれるものでないこと。
- ニ (5)の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から1年が経過していること。

4.6.7-1-20の(3)を次のように改める。

(3) 輸出申告の際の添付書類

コンテナー扱いによる貨物の輸出申告に際しては、上記(2)の税関から返付を受けたコンテナー扱い申出書を通関部門に添付又は提示させるものとする。

また、公認検査機関又は税関長が認めた通関業者が当該貨物の品名、数量、記号、コンテナー番号、封印番号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、これらの事項が記載され当該確認を行った者が証明した書面を輸出申告書に添付した場合は、審査・検査の参考とする。

なお、異なる種類の貨物が同一コンテナー内に詰め込まれている場合には、税関がその必要がないと認めた場合を除き、積付けの状態を示す書類を併せて添付させるものとする。

5.6.7-1-20の(4)を削り、同項の(5)中「審査及び」及び「について」を削り、「考慮し、できるだけ簡略な方法により行うこと」を「勘案し、必要に応じ行うもの」に改め、同項中(5)を(4)とし、同項の(6)中「コンテナー扱いを」を「輸出者が上記(1)に定める本制度を認めるための条件を充足しないこととなったとき又はコンテナー扱いを」に改め、「には、」の次に「本制度の適用中止など」を加え、「(じ後のコンテナー扱いの停止を含む。)」を削り、同項中(6)を(5)とする。

6.6.7-3-9中「前記6.7-3-8(輸入検査の種類)に規定する」を削り、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項の(2)中「検査はできるだけ」を「事前検査は、仕入書、包装明細書等の」に改め、「行う」の次に「ものとする」を加え、同項の(3)中「の結果に基づいて輸入申告がなされた」を「を行った貨物について輸入申告が行われた」に、「原則として省略

する」を「、輸入者等を勘案し、必要に応じ行うものとする」に改める。

第2 予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）の一部を次のように改正する。

1. 記の1中「航空輸出貨物」を「輸出貨物」に改め、記の2の(1)のイの(イ)中「同じ。」の次に「若しくは輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）（税関様式C第5050号）」を加え、記の2の(1)の口中「航空輸出貨物」を「輸出貨物」に改める。

2. 記の2の(3)を次のように改める。

(3) 提出時期

次に定める日以降の日から予備申告を行わせることができる。

イ 輸入貨物

輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日又は貨物の船荷証券（航空貨物にあってはAir Waybill）が発行された日のいずれか遅い日

ロ 輸出貨物

(1) 航空貨物

輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又はAir Waybill番号が識別できるラベルが貨物に貼付された日のいずれか遅い日

(ロ) 海上貨物

i 基本通達67-1-20（輸出貨物のコンテナー扱い）に規定するコンテナー扱いが認められた貨物（「包括事前審査制について」（平成12年3月31日蔵関第245号）に基づく包括事前審査が適用された貨物を除く。）

輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又は当該コンテナー扱いが認められた日のいずれか遅い日

ii 上記iに該当する貨物以外の貨物

輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日

3. 記の6中「総保入承認申請に係る貨物」の次に「並びに積戻し申告に係る貨物」を加える。

第3 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）の一部を次のように改正する。

1. 第4章の第3節の3-1中「この章第1節1-1（輸出申告事項の登録）の規定により輸出申告事項登録業務を行い、必要な事項を入力させる」を「輸出者名、コンテナ本数、品名等必要事項を海上システムへ入力させ、コンテナ扱い申出事項の登録を行わせる」に改める。

2. 第4章の第3節の3-2から3-5までを次のように改める。

(コンテナー扱い申出)

3-2 申出者が海上システムを使用してコンテナー扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナ扱い申出事項について、申出者に 출력される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われたコンテナ扱い申出事項登録を利用して、これにコンテナ扱い申出番号を入力し送信することにより、行わせるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

3-3 海上システムにおいては、前項の規定によりコンテナー扱い申出が行われた場合には、当該コンテナー扱い申出について、審査区分の選定等の処理を行い、当該申出に対しコンテナー扱いが適用されたときは「コンテナ扱い申出適用通知情報」が、不適用となったときは「コンテナ扱い申出不適用通知情報」が、申出者に配信される。

なお、コンテナー扱いが不適用となった場合には、コンテナー扱い申出を行った税関官署の通関担当部門に「コンテナ扱い申出不適用情報」が配信される。

(取引関係書類の提出又は提示)

3-4 コンテナー扱い申出が海上システムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとなったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」が配信される。また、この場合には、通関担当部門は、当該コンテナー扱い申出について審査を行うに際し必要と認めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は提示させるものとする。

(コンテナー扱いの訂正)

3-5 コンテナー扱いを申し出た後、当該コンテナー扱いが適用又は不適用となるまでの間にコンテナー扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ申出者から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナー扱い申出を中止の上、再度申出をさせなければならない。

- (1) 海上システムによりコンテナー扱い申出時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することによりコンテナ扱い申出変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、コンテナ扱い申出変更の登録を行わせるものとする。
- (2) 上記(1)によりコンテナー扱い申出内容の変更が海上システムによる処理の結果、受理されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信される。
- (3) 上記(2)の場合に、通関担当部門は、変更後のコンテナー扱い申出内容の審査を行うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、

当該コンテナー扱い申出に係る取引関係書類を提出又は提示させるものとする。

3. 第4章の第3節の3-6中「予備的な輸出申告」を「コンテナー扱い申出」に改め、「(区分2)」及び「、輸出申告が行われる前に」を削る。
4. 第4章の第3節の3-7から3-9までを削る。
5. 第4章に次の1節を加える。

第6節 予備審査制による申告

(予備申告事項の登録)

- 6-1 輸出申告又は積戻し申告(以下この節において「輸出申告等」という。)について、「予備審査制について」(平成12年3月31日蔵関第251号)に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、この章第1節1-1(輸出申告事項の登録)の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。

なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力させるものとする。

(予備申告)

- 6-2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」(当該コードの選択は、下記(注)の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。)を入力の上、この章第1節1-2(輸出申告)の規定に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。

(注)「予備申告の申告条件コード区分」

申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード

申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき(当該時刻が税関の執務時間外の場合は、翌開庁時間)に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時までに輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード

(予備申告の受理)

- 6-3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「輸出予備申告控情報」又は「積戻し予備申告控情報」(以下この節においてこれらを「予備申告控情報

」という。)が配信される。

(審査区分)

6-4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い(区分1)、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)に区分される。

なお、簡易審査扱い(区分1)の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。

(予備申告時の添付書類等の提出)

6-5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させる。

(予備申告の訂正)

6-6 予備申告の訂正は、通関業者等にこの章第1節1-6(輸出申告の訂正)の規定に準じて予備申告の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。

なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

(審査終了の登録)

6-7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

(検査の通知)

6-8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1-5(検査の指定)の規定に準じて行うものとする。

(輸出申告等)

6-9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1-2(輸出申告)の規定に準じて行わせるものとする。

なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。

(輸出申告時の添付書類等の提出)

6-10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節1-4(輸出申告時の添付書類等の提出)の規定に準じて、これを提出させるものとす

る。

ただし、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸出申告等については、この節6-5（予備申告時の添付書類等の提出）又は6-6（予備申告の訂正）の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。

6. 別紙様式を次のように改める。

- (1) 別紙様式M-111号を別紙1のように改める。
- (2) 別紙様式M-111号の次に別紙様式M-112号、別紙様式M-113号及び別紙様式M-114号として別紙2、別紙3及び別紙4のように加える。
- (3) 別紙様式M-211号を削る。
- (4) 別紙様式M-213号中「コンテナ確認日」を「コンテナ適用日」に改める。